

別紙 伊那中央病院訪問看護ステーションの利用料金

【 介護保険 】

訪問看護サービスを利用した場合の料金は、「(2)基本利用料」と「(3)加算」の合計金額を「(1)収入別負担割合」で算出した額に、「(4)その他」の額を加算した額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合には、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 収入別負担割合

区 分	収 入	負担割合
介護保険 65歳 以上の方	① 本人合計所得金額が 160 万円未満 ② 本人合計所得金額が 160 万円以上、220 万円未満 ③ 本人合計所得額が 220 万円以上 ②または③ かつ、年金収入を含む合計所得金額が、 単身世帯で 280 万円未満 2人以上世帯で 346 万円未満	1割
	④ 本人合計所得金額が 160 万円以上、220 万円未満 かつ、年金収入を含む合計所得金額が 単身世帯で 280 万円以上 340 万円未満 2人以上世帯で 346 万円以上 ⑤ 本人合計所得額が 220 万円以上 かつ、年金収入を含む合計所得金額が 単身世帯で 280 万円以上 340 万円未満 2人以上世帯で 346 万円以上 463 万円未満	2割
	⑥ 本人合計所得額が 220 万円以上 かつ、年金収入を含む合計所得金額が 単身世帯で 340 万円以上、 2人以上世帯で 463 万円以上	3割

※2号保険者(40歳以上65歳未満の方)、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

(2) 基本利用料（非課税）

<訪問看護>

区 分	基本単位	利用料
〈看護師による訪問の場合〉		
20分未満	313 単位	3,130 円
30分未満	470 単位	4,700 円
30分以上60分未満	821 単位	8,210 円
60分以上90分未満	1,125 単位	11,250 円
〈理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合〉		
20分以上	293 単位	2,930 円

<介護予防訪問看護>

区 分	基本単位	利用料
〈看護師による訪問の場合〉		
20分未満	302 単位	3,020 円
30分未満	450 単位	4,500 円
30分以上60分未満	792 単位	7,920 円
60分以上90分未満	1,087 単位	10,870 円
〈理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合〉		
20分以上	283 単位	2,830 円

※ 下記は、訪問看護・介護予防訪問看護ともに該当します

同一建物に対する減算に該当する場合	上記単位数の 10%減
准看護師が指定訪問看護を行った場合	上記単位数の 10%減
理学療法士等が1日2回を超えて訪問する場合	上記単位数の 10%減

※ 上記利用料は、新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価として

令和3年4月から9月末までの間基本単位数に0.1%上乗せされています

(3) 加算(非課税)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目及び内容	基本単位	利用料
夜間・早朝加算 夜間(午後6時から10時) 早朝(午前6時から8時)	上記基本利用料の25%を加算	
深夜加算 深夜(午後10時から午前6時)	上記基本利用料の50%を加算	
長時間訪問看護加算		

特別管理加算対象者に、90分以上の訪問看護	300単位を加算	3,000円
加算項目及び内容	基本単位	利用料
複数名訪問加算		
①同時に複数の看護師等が訪問 30分未満	①254単位を加算	①2540円
② " 30分以上	②402単位を加算	②4020円
③同時に看護補助者との訪問 30分未満	③201単位を加算	③2010円
④ " 30分以上	④317単位を加算	④3170円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問看護を行った場合に加算。	上記基本利用料の5%を加算	
緊急時訪問看護加算 24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合	1月につき574単位を所定単位数に加算	5,740円
特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。		
① 特別管理加算（Ⅰ） 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態	500単位を加算	5,000円
② 特別管理加算（Ⅱ） （一）医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 （二）人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 （三）真皮を超える褥瘡の状態 （四）点滴注射を週3日以上行う必要があると認めら	250単位を加算	2,500円

れる状態		
加算項目及び内容	基本単位	利用料
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	死亡月につき 2,000 単位を所定単位数に加算	20,000 円
初回加算 初回の指定訪問看護を実施した月。	300 単位を加算	3,000 円
退院時共同指導加算 入院中の者が退院するに当たり、退院時共同指導を行い、文章により提供した場合。	600 単位を加算	6,000 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合	1回につき6単位 を所定単位数に加算	60 円

(4) その他

区 分	金 額
交通費 事業所実施地区内 事業所実施地区外	負担なし 1Kmあたり 37 円(税込)
死後の処置料	8,250 円(税込)
日常生活上必要な物品や保険適用外の衛生材料	実費

平成27年 10月 1日作成

平成30年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

令和 1年10月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂